



サッカーW杯は、スペインの優勝で幕を閉じました。2026年は冬季五輪、野球のWBC、サッカーW杯と世界的なスポーツイベントが目白押しの年でしたが、この時期はスポーツで熱中症にならないよう要注意ですね。

TEL 043-241-6121

FAX 043-243-3430

URL <https://www.osmk-ohb.co.jp>

令和8年8月1日

代表社員 大嶋 幸児

関連者間取引に係る書類の整理保存

国税庁から6月30日付で「関連者間取引に係る書類の整理保存の特例の運用に当たっての基本的な考え方及び取扱いについて(事務運営指針)」が公表されています。

令和8年4月1日以後に開始した事業年度については関係会社間の一定の取引に対する金額について、「なぜ、その取引金額で取引しているのか?」ということについてその根拠を7年間保存することが求められています。この書類を「特定事項記載書類」といって、対価を支払う側に書類を保存する義務が生じます。

どんな取引が対象になるかという以下の3つが挙げられます。

- ① 工業所有権等の譲渡
- ② 工業所有権等の貸付け
- ③ 関連者間で行なわれる一定の役務提供

①と②はあまりお目にかかるケースが多くないのですが③は(a)費用分担等に係る事業活動
(b)経営の管理または指導等に係る役務提供と広範囲にわたりますので以下で具体例を挙げます。

(a)費用分担等に係る事業活動

法人税基本通達では、研究開発、広告宣伝、専用資産を活用する事業活動が挙げられていますが、実務的によくあるのが「情報システム、データベース」や「建物、設備その他の資産」をグループで共通利用するケースです。

(b)経営の管理または指導等に係る役務提供

法人税基本通達では、「事業計画の策定、業績管理又は内部管理体制の整備の助言又は指導」や「人事、労務、法務、財務その他の業務運営に関する専門的知識又は経験に基づく支援」、「事業運営に資する情報を、定期的又は組織的に提供するもの」とされており、経理業務などのシェアードサービス業務が代表的な取引となります。

実務的には、過去からの処理を踏襲していて、「なぜその金額なのか?」について当初の決定根拠を知らないまま担当者が変わったりしているケースも多いと思いますので、改めて根拠となる書類の保存が必要となります。

6月30日の公表資料では

- 書類の保存がないと直ちに損金不算入となるものではない。
- 通常求められる範囲を超える詳細な資料の一律の保存等を求める趣旨のものではない。
- 関連者間取引の内容を第三者の立場からみて客観的に把握することができる程度の記載が求められるものである。

とされています。

税務調査があった場合に書類の保存等がない場合又は不十分な場合には「合理的な期間を定め、書類の取得又は作成及びその提示を求める」とされており「保存等の状況及びその是正の可否等を把握した上で、その違反の程度その他の事情を踏まえ」最悪の場合には青色申告の承認が取り消される可能性があるとしています。

以 上